

公の施設の点検結果

点検実施 令和4年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市福祉交流プラザ三友		
② 施設種別	社会福祉施設 【小分類】 その他（ 隣保館 ）		
③ 担当課名	人権推進課		
④ 開設年月日	昭和61年5月26日		
⑤ 所在地	岡山市北区岩井二丁目4-1		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	661.46m ²	
	構造/延床面積(m ²)	鉄筋コンクリート造2階建/655.24m ²	
	建設費(単位:千円)	153,520	
	施設内容	【建物内概要】 相談室、会議室、調理室、和室、事務室 【主な業務】 無料法律相談、講演会、人権啓発映画会、施設だより発行、主催講座の開設、文化祭や展示会等のイベントの開催、自主講座や各種会議への会議室等の貸出	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり 【法令名】 社会福祉法 第2条第3項第11号
② 設置条例	【条例名】 岡山市福祉交流プラザ条例
③ 条例に規定された設置目的	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第11号に規定する隣保事業を実施し、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	地域における人権啓発活動の実施だけでなく、高齢者社会等に対応できるよう、利用者ニーズと利用実態に合わせて、市民誰もが気軽に参加できる住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、住民参画型の運営によって交流促進を深めるとともに、生涯学習的機能も併せ持つ施設となるよう運営する。
⑤ 設置目的の達成状況	各種主催講座、展示会や文化祭、お祭り、映画会などのイベント、人権や福祉などに関する講演会の実施、また各種相談の受付や貸し館による会議・会合、自主的なクラブ・サークル活動などの支援を行い、地域住民を中心に広く市民に利用されている。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	直営			
② 開館日	火曜日と年末年始を除く日			
③ 開館時間	9:30～21:00（日曜日は17:00まで）			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和元年度	15,451人		
	令和2年度	8,400人		
	令和3年度	9,213人		
⑤ 主な利用者	地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	個別施設計画に基づき、令和4年度にエレベーター設置工事実施中。また、令和8年度以降に大規模改修を実施していく。			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	隣保館運営費補助金	5,284	5,284	5,281	5,283	
	社会福祉施設等施設整備費補助金	30,044	0	0	10,015	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	太陽光・私用電話料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	174	121	122	139	
	収入合計		35,502	5,405	5,403	15,437
支出	委託経費	運営委託料	3,870	5,189	530	3,196
		指定管理料	0	0	0	0
		補助金等	0	0	0	0
		小計	3,870	5,189	530	3,196
	直接経費	事業運営費	63,565	10,873	11,697	28,712
		光熱水費	919	2,316	2,068	1,768
		小計	64,484	13,189	13,765	30,479
支出合計		68,354	18,378	14,295	33,676	
収支差額		-32,852	-12,973	-8,892	-18,239	

※収入・令和4年度支出については一部按分

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金					
	指定管理料					
	補助金等					
	自主事業収入					
	その他(雑入等)					
収入合計		0	0	0	0	
支出	管理運営費	人件費				
		施設維持管理経費				
		事務費等				
	小計		0	0	0	0
	事業費					
その他						
支出合計		0	0	0	0	
収支差額		0	0	0	0	

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし(新耐震基準に基づき建設)
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	外壁、屋根の修繕等 ※令和8年度以降に大規模改修予定

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <p>地域における人権啓発、住民交流、福祉の向上の拠点として、講座やイベントの開催、各種相談の受付、会議室等の貸出などの事業を実施し、地域住民を中心に広く市民に利用されているため、引き続き上記事業を実施する必要がある。</p>
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>直営</p> <p>福祉交流プラザは隣保館として厚生労働省事務次官通知「隣保館運営要綱」に沿った運営をすることで国庫補助を受けられるが、指定管理者制度を導入した場合は、大半の事業が補助対象外となるため、直営により管理を行う。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和6年4月1日～令和11年3月31日 (指定管理期間： 年)</p>

公の施設の点検結果

点検実施 令和4年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市福祉交流プラザ富原		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] その他 (隣保館)		
③ 担当課名	人権推進課		
④ 開設年月日	昭和48年6月1日		
⑤ 所在地	岡山市北区富原 1 1 4 9		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	844.62m ²	
	構造/延床面積(m ²)	鉄筋コンクリート造 2階建/285.58m ²	
	建設費(単位:千円)	14,416	
	施設内容	【建物内概要】 相談室、会議室、会議室兼図書室、調理室、和室、事務室 【主な業務】 無料法律相談、講演会、人権啓発映画会、施設だより発行、主催講座の開設、文化祭や展示会等のイベントの開催、自主講座や各種会議への会議室等の貸出	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 社会福祉法 第2条第3項第11号
② 設置条例	[条例名] 岡山市福祉交流プラザ条例
③ 条例に規定された設置目的	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号に規定する隣保事業を実施し、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	地域における人権啓発活動の実施だけでなく、高齢者社会等に対応できるよう、利用者ニーズと利用実態に合わせて、市民誰もが気軽に参加できる住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、住民参画型の運営によって交流促進を深めるとともに、生涯学習的機能も併せ持つ施設となるよう運営する。
⑤ 設置目的の達成状況	各種主催講座、展示会や文化祭、お祭り、映画会などのイベント、人権や福祉などに関する講演会の実施、また各種相談の受付や貸し館による会議・会合、自主的なクラブ・サークル活動などの支援を行い、地域住民を中心に広く市民に利用されている。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	直営			
② 開館日	火曜日と年末年始を除く日			
③ 開館時間	9:30～21:00（日曜日は17:00まで）			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和元年度	9,189人		
	令和2年度	1,367人		
	令和3年度	5,535人		
⑤ 主な利用者	地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	個別施設計画に基づき、令和5年度にエレベーター設置工事予定。また、令和7年度に大規模改修を実施予定。			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	隣保館運営費補助金	5,284	5,284	5,281	5,283	
	社会福祉施設等施設整備費補助金	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	1	1	1	1	
	太陽光・私用電話料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	174	122	122	139	
収入合計		5,459	5,407	5,404	5,423	
支出	委託経費	運営委託料	8,457	524	621	3,201
		指定管理料	0	0	0	0
		補助金等	0	0	0	0
	小計		8,457	524	621	3,201
	直接経費	事業運営費	10,965	10,865	11,820	11,217
		光熱水費	919	626	590	712
		小計	11,884	11,491	12,410	11,928
支出合計		20,341	12,015	13,031	15,129	
収支差額		-14,882	-6,608	-7,627	-9,706	

※収入・令和4年度支出については一部按分

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金					
	指定管理料					
	補助金等					
	自主事業収入					
	その他(雑入等)					
収入合計		0	0	0	0	
支出	管理運営費	人件費				
		施設維持管理経費				
		事務費等				
	小計		0	0	0	0
	事業費					
その他						
支出合計		0	0	0	0	
収支差額		0	0	0	0	

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	済み(新耐震基準をクリアしている)
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	外壁修繕等 ※令和7年度に大規模改修予定

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <p>地域における人権啓発、住民交流、福祉の向上の拠点として、講座やイベントの開催、各種相談の受付、会議室等の貸出などの事業を実施し、地域住民を中心に広く市民に利用されているため、引き続き上記事業を実施する必要がある。</p>
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>直営</p> <p>福祉交流プラザは隣保館として厚生労働省事務次官通知「隣保館運営要綱」に沿った運営をすることで国庫補助を受けられるが、指定管理者制度を導入した場合は、大半の事業が補助対象外となるため、直営により管理を行う。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和6年4月1日～令和11年3月31日 (指定管理期間： 年)</p>

公の施設の点検結果

点検実施 令和4年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市福祉交流プラザさいでん		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] その他 (隣保館)		
③ 担当課名	人権推進課		
④ 開設年月日	昭和51年12月24日		
⑤ 所在地	岡山市中区神下133-3		
⑥ 施設規模	敷地面積(㎡)	1,259.34㎡	
	構造/延床面積(㎡)	鉄筋コンクリート造2階建/416.35㎡	
	建設費(単位:千円)	65,610	
	施設内容	【建物内概要】 相談室、会議室、図書室、調理室、和室、事務室 【主な業務】 無料法律相談、講演会、人権啓発映画会、施設だより発行、主催講座の開設、文化祭や展示会等のイベントの開催、デイサービス事業、自主講座や各種会議への会議室等の貸出	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 社会福祉法 第2条第3項第11号
② 設置条例	[条例名] 岡山市福祉交流プラザ条例
③ 条例に規定された設置目的	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号に規定する隣保事業を実施し、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	地域における人権啓発活動の実施だけでなく、高齢者社会等に対応できるよう、利用者ニーズと利用実態に合わせて、市民誰もが気軽に参加できる住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、住民参画型の運営によって交流促進を深めるとともに、生涯学習的機能も併せ持つ施設となるよう運営する。
⑤ 設置目的の達成状況	各種主催講座、展示会や文化祭、お祭り、映画会などのイベント、人権や福祉などに関する講演会の実施、また各種相談の受付や貸し館による会議・会合、自主的なクラブ・サークル活動などの支援を行い、地域住民を中心に広く市民に利用されている。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	直営			
② 開館日	火曜日と年末年始を除く日			
③ 開館時間	9:30～21:00（日曜日は17:00まで）			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和元年度	22,396人		
	令和2年度	11,498人		
	令和3年度	12,250人		
⑤ 主な利用者	地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	個別施設計画に基づき、令和4年度にエレベーター設置工事を実施。また、令和7年度に大規模改修を実施予定。			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	隣保館運営費補助金	5,284	5,284	5,281	5,283	
	社会福祉施設等施設整備費補助金	25,992	0	0	8,664	
	行政財産目的外使用料	1	1	1	1	
	太陽光・私用電話料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	174	122	122	139	
収入合計		31,451	5,407	5,404	14,087	
支出	委託経費	運営委託料	3,270	3,954	459	2,561
		指定管理料	0	0	0	0
		補助金等	0	0	0	0
	小計		3,270	3,954	459	2,561
	直接経費	事業運営費	56,765	11,895	12,090	26,917
		光熱水費	919	843	796	853
小計		57,684	12,738	12,886	27,769	
支出合計		60,954	16,692	13,345	30,330	
収支差額		-29,503	-11,285	-7,941	-16,243	

※収入・令和4年度支出については一部按分

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金					
	指定管理料					
	補助金等					
	自主事業収入					
	その他(雑入等)					
収入合計		0	0	0	0	
支出	管理運営費	人件費				
		施設維持管理経費				
		事務費等				
	小計		0	0	0	0
	事業費					
その他						
支出合計		0	0	0	0	
収支差額		0	0	0	0	

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	済み(新耐震基準をクリアしている)
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	外壁修繕等 ※令和7年度に大規模改修予定

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <p>地域における人権啓発、住民交流、福祉の向上の拠点として、講座やイベントの開催、各種相談の受付、会議室等の貸出などの事業を実施し、地域住民を中心に広く市民に利用されているため、引き続き上記事業を実施する必要がある。</p>
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>直営</p> <p>福祉交流プラザは隣保館として厚生労働省事務次官通知「隣保館運営要綱」に沿った運営をすることで国庫補助を受けられるが、指定管理者制度を導入した場合は、大半の事業が補助対象外となるため、直営により管理を行う。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和6年4月1日～令和11年3月31日 (指定管理期間： 年)</p>

公の施設の点検結果

点検実施 令和4年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市福祉交流プラザ岡輝		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] その他 (隣保館)		
③ 担当課名	人権推進課		
④ 開設年月日	昭和52年11月1日		
⑤ 所在地	岡山市北区新道57-7		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	394.59m ²	
	構造/延床面積(m ²)	鉄筋コンクリート造・鉄骨造2階建/408.85m ²	
	建設費(単位:千円)	50,700	
	施設内容	【建物内概要】 相談室、会議室、多目的ホール、調理室、和室、事務室 【主な業務】 無料法律相談、講演会、人権啓発映画会、施設だより発行、主催講座の開設、文化祭や展示会等のイベントの開催、自主講座や各種会議への会議室等の貸出	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 社会福祉法 第2条第3項第11号
② 設置条例	[条例名] 岡山市福祉交流プラザ条例
③ 条例に規定された設置目的	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号に規定する隣保事業を実施し、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	地域における人権啓発活動の実施だけでなく、高齢者社会等に対応できるよう、利用者ニーズと利用実態に合わせて、市民誰もが気軽に参加できる住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、住民参画型の運営によって交流促進を深めるとともに、生涯学習的機能も併せ持つ施設となるよう運営する。
⑤ 設置目的の達成状況	各種主催講座、展示会や文化祭、お祭り、映画会などのイベント、人権や福祉などに関する講演会の実施、また各種相談の受付や貸し館による会議・会合、自主的なクラブ・サークル活動などの支援を行い、地域住民を中心に広く市民に利用されている。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態		直営			
② 開館日		火曜日と年末年始を除く日			
③ 開館時間		9:30～21:00（日曜日は17:00まで）			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数			
	令和元年度	8,854人			
	令和2年度	4,445人			
	令和3年度	3,711人			
⑤ 主な利用者		地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)		個別施設計画に基づき、令和6年度にエレベーター設置工事予定。また、令和8年度以降に大規模改修を実施していく。			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	隣保館運営費補助金	5,284	5,284	5,281	5,283	
	社会福祉施設等施設整備費補助金	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	太陽光・私用電話料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	174	122	122	139	
収入合計		5,458	5,406	5,403	5,422	
支出	委託経費	運営委託料	711	461	459	544
		指定管理料	0	0	0	0
		補助金等	0	0	0	0
	小計		710	461	459	544
	直接経費	事業運営費	10,965	10,707	13,750	11,807
		光熱水費	919	767	766	817
		小計	11,884	11,474	14,516	12,625
支出合計		12,594	11,935	14,975	13,168	
収支差額		-7,136	-6,529	-9,572	-7,746	

※収入・令和4年度支出については一部按分

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金					
	指定管理料					
	補助金等					
	自主事業収入					
	その他(雑入等)					
収入合計		0	0	0	0	
支出	管理運営費	人件費				
		施設維持管理経費				
		事務費等				
	小計		0	0	0	0
	事業費					
その他						
支出合計		0	0	0	0	
収支差額		0	0	0	0	

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	済み(新耐震基準をクリアしている)
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	外壁修繕等 ※令和8年度以降に大規模改修予定

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <p>地域における人権啓発、住民交流、福祉の向上の拠点として、講座やイベントの開催、各種相談の受付、会議室等の貸出などの事業を実施し、地域住民を中心に広く市民に利用されているため、引き続き上記事業を実施する必要がある。</p>
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>直営</p> <p>福祉交流プラザは隣保館として厚生労働省事務次官通知「隣保館運営要綱」に沿った運営をすることで国庫補助を受けられるが、指定管理者制度を導入した場合は、大半の事業が補助対象外となるため、直営により管理を行う。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和6年4月1日～令和11年3月31日 (指定管理期間： 年)</p>

公の施設の点検結果

点検実施 令和4年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市福祉交流プラザ大井		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] その他 (隣保館)		
③ 担当課名	人権推進課		
④ 開設年月日	昭和53年5月10日		
⑤ 所在地	岡山市北区大井 2 3 8 3 - 1		
⑥ 施設規模	敷地面積(㎡)	870.55㎡	
	構造/延床面積(㎡)	鉄骨造平屋建/212.93㎡	
	建設費(単位:千円)	27,560	
	施設内容	【建物内概要】 相談室、会議室、調理室、和室、事務室 【主な業務】 無料法律相談、講演会、人権啓発映画会、施設だより発行、主催講座の開設、文化祭や展示会等のイベントの開催、デイサービス事業、自主講座や各種会議への会議室等の貸出	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 社会福祉法 第2条第3項第11号
② 設置条例	[条例名] 岡山市福祉交流プラザ条例
③ 条例に規定された設置目的	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号に規定する隣保事業を実施し、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	地域における人権啓発活動の実施だけでなく、高齢者社会等に対応できるよう、利用者ニーズと利用実態に合わせて、市民誰もが気軽に参加できる住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、住民参画型の運営によって交流促進を深めるとともに、生涯学習的機能も併せ持つ施設となるよう運営する。
⑤ 設置目的の達成状況	各種主催講座、展示会や文化祭、お祭り、映画会などのイベント、人権や福祉などに関する講演会の実施、また各種相談の受付や貸し館による会議・会合、自主的なクラブ・サークル活動などの支援を行い、地域住民を中心に広く市民に利用されている。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態		直営			
② 開館日		火曜日と年末年始を除く日			
③ 開館時間		9:30～21:00（日曜日は17:00まで）			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数			
	令和元年度	10,852人			
	令和2年度	7,772人			
	令和3年度	8,613人			
⑤ 主な利用者		地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)		個別施設計画に基づき、令和4年度に耐震工事实施。 また、令和8年度以降に大規模改修を実施していく。			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	隣保館運営費補助金	5,284	5,284	5,281	5,283	
	社会福祉施設等施設整備費補助金	20,685	0	0	6,895	
	行政財産目的外使用料	3	3	3	3	
	太陽光・私用電話料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	174	122	123	140	
収入合計		26,146	5,409	5,407	12,321	
支出	委託経費	運営委託料	3,511	3,746	468	2,575
		指定管理料	0	0	0	0
		補助金等	0	0	0	0
	小計		3,511	3,746	468	2,575
	直接経費	事業運営費	45,965	9,845	11,171	22,327
		光熱水費	919	432	398	583
		小計	46,884	10,277	11,569	22,910
支出合計		50,395	14,023	12,037	25,485	
収支差額		-24,249	-8,614	-6,630	-13,164	

※収入・令和4年度支出については一部按分

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金					
	指定管理料					
	補助金等					
	自主事業収入					
	その他(雑入等)					
収入合計		0	0	0	0	
支出	管理運営費	人件費				
		施設維持管理経費				
		事務費等				
	小計		0	0	0	0
	事業費					
その他						
支出合計		0	0	0	0	
収支差額		0	0	0	0	

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	済み(新耐震基準をクリアしていない)
	耐震工事	未了
	未了の場合の工事予定時期	令和4年度
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	外壁修繕等 ※令和8年度以降に改修予定

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <p>地域における人権啓発、住民交流、福祉の向上の拠点として、講座やイベントの開催、各種相談の受付、会議室等の貸出などの事業を実施し、地域住民を中心に広く市民に利用されているため、引き続き上記事業を実施する必要がある。</p>
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>直営</p> <p>福祉交流プラザは隣保館として厚生労働省事務次官通知「隣保館運営要綱」に沿った運営をすることで国庫補助を受けられるが、指定管理者制度を導入した場合は、大半の事業が補助対象外となるため、直営により管理を行う。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和6年4月1日～令和11年3月31日 (指定管理期間： 年)</p>

公の施設の点検結果

点検実施 令和4年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市福祉交流プラザうの	
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] その他 (隣保館)	
③ 担当課名	人権推進課	
④ 開設年月日	昭和54年7月1日	
⑤ 所在地	岡山市中区浜一丁目3-16	
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	640.60m ²
	構造/延床面積(m ²)	鉄筋コンクリート造2階建/283.16m ²
	建設費(単位:千円)	53,547
	施設内容	浜川原児童館と一体施設 【建物内概要】 相談室、会議室、調理室、和室、事務室 【主な業務】 無料法律相談、講演会、人権啓発映画会、施設だより発行、主催講座の開設、文化祭や展示会等のイベントの開催、自主講座や各種会議への会議室等の貸出

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 社会福祉法 第2条第3項第11号
② 設置条例	[条例名] 岡山市福祉交流プラザ条例
③ 条例に規定された設置目的	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号に規定する隣保事業を実施し、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	地域における人権啓発活動の実施だけでなく、高齢者社会等に対応できるよう、利用者ニーズと利用実態に合わせて、市民誰もが気軽に参加できる住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、住民参画型の運営によって交流促進を深めるとともに、生涯学習的機能も併せ持つ施設となるよう運営する。
⑤ 設置目的の達成状況	各種主催講座、展示会や文化祭、お祭り、映画会などのイベント、人権や福祉などに関する講演会の実施、また各種相談の受付や貸し館による会議・会合、自主的なクラブ・サークル活動などの支援を行い、地域住民を中心に広く市民に利用されている。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態		直営			
② 開館日		火曜日と年末年始を除く日			
③ 開館時間		9:30～21:00（日曜日は17:00まで）			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数			
	令和元年度	5,480人			
	令和2年度	3,815人			
	令和3年度	3,864人			
⑤ 主な利用者		地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)		個別施設計画に基づき、令和5年度にエレベーター設置工事予定。また、令和8年度以降に大規模改修を実施していく。			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	隣保館運営費補助金	5,284	5,284	5,281	5,283	
	社会福祉施設等施設整備費補助金	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	5	5	4	5	
	太陽光・私用電話料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	174	122	123	140	
	収入合計		5,463	5,411	5,408	5,427
支出	委託経費	運営委託料	7,182	566	462	2,737
		指定管理料	0	0	0	0
		補助金等	0	0	0	0
		小計	7,182	566	462	2,737
	直接経費	事業運営費	10,966	10,773	13,331	11,690
		光熱水費	920	1,046	1,055	1,007
		小計	11,886	11,819	14,386	12,697
支出合計		19,068	12,385	14,848	15,434	
収支差額		-13,605	-6,974	-9,440	-10,006	

※収入・令和4年度支出については一部按分

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金					
	指定管理料					
	補助金等					
	自主事業収入					
	その他(雑入等)					
収入合計		0	0	0	0	
支出	管理運営費	人件費				
		施設維持管理経費				
		事務費等				
	小計		0	0	0	0
	事業費					
その他						
支出合計		0	0	0	0	
収支差額		0	0	0	0	

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	済み(新耐震基準をクリアしている)
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	屋上防水シート修繕等 ※令和8年度以降に大規模改修予定

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <p>地域における人権啓発、住民交流、福祉の向上の拠点として、講座やイベントの開催、各種相談の受付、会議室等の貸出などの事業を実施し、地域住民を中心に広く市民に利用されているため、引き続き上記事業を実施する必要がある。</p>
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>直営</p> <p>福祉交流プラザは隣保館として厚生労働省事務次官通知「隣保館運営要綱」に沿った運営をすることで国庫補助を受けられるが、指定管理者制度を導入した場合は、大半の事業が補助対象外となるため、直営により管理を行う。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和6年4月1日～令和11年3月31日 (指定管理期間： 年)</p>

公の施設の点検結果

点検実施 令和4年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市福祉交流プラザ旭東		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] その他 (隣保館)		
③ 担当課名	人権推進課		
④ 開設年月日	昭和56年1月7日		
⑤ 所在地	岡山市中区網浜 8 3 7 - 4		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	1, 131. 55m ²	
	構造/延床面積(m ²)	鉄筋コンクリート造 2階建/716. 24m ²	
	建設費(単位:千円)	138, 620	
	施設内容	【建物内概要】 会議室、研修室兼図書室、調理室、和室、事務室 【主な業務】 無料法律相談、講演会、人権啓発映画会、施設だより発行、主催講座の開設、文化祭や展示会等のイベントの開催、自主講座や各種会議への会議室等の貸出	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 社会福祉法 第2条第3項第11号
② 設置条例	[条例名] 岡山市福祉交流プラザ条例
③ 条例に規定された設置目的	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号に規定する隣保事業を実施し、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	地域における人権啓発活動の実施だけでなく、高齢者社会等に対応できるよう、利用者ニーズと利用実態に合わせて、市民誰もが気軽に参加できる住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、住民参画型の運営によって交流促進を深めるとともに、生涯学習的機能も併せ持つ施設となるよう運営する。
⑤ 設置目的の達成状況	各種主催講座、展示会や文化祭、お祭り、映画会などのイベント、人権や福祉などに関する講演会の実施、また各種相談の受付や貸し館による会議・会合、自主的なクラブ・サークル活動などの支援を行い、地域住民を中心に広く市民に利用されている。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	直営			
② 開館日	火曜日と年末年始を除く日			
③ 開館時間	9:30～21:00（日曜日は17:00まで）			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和元年度	20,000人		
	令和2年度	12,312人		
	令和3年度	12,019人		
⑤ 主な利用者	地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	個別施設計画に基づき、令和4年度に耐震・エレベーター設置工事実施中。また、令和8年度以降に大規模改修を実施していく。			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	隣保館運営費補助金	5,284	5,284	5,281	5,283	
	社会福祉施設等施設整備費補助金	38,090	0	0	12,697	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	太陽光・私用電話料	1	0	0	0	
	その他(雑入等)	174	122	123	140	
収入合計		43,549	5,406	5,404	18,120	
支出	委託経費	運営委託料	4,611	7,666	459	4,245
		指定管理料	0	0	0	0
		補助金等	0	0	0	0
	小計		4,611	7,666	459	4,245
	直接経費	事業運営費	76,225	11,489	11,766	33,160
		光熱水費	920	1,246	1,064	1,077
		小計	77,145	12,735	12,830	34,237
支出合計		81,756	20,401	13,289	38,482	
収支差額		-38,207	-14,995	-7,885	-20,362	

※収入・令和4年度支出については一部按分

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金					
	指定管理料					
	補助金等					
	自主事業収入					
	その他(雑入等)					
収入合計		0	0	0	0	
支出	管理運営費	人件費				
		施設維持管理経費				
		事務費等				
	小計		0	0	0	0
	事業費					
	その他					
支出合計		0	0	0	0	
収支差額		0	0	0	0	

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	済み(新耐震基準をクリアしていない)
	耐震工事	未了
	未了の場合の工事予定時期	令和4年度
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	屋上防水シート、外壁修繕等 ※防水シート修繕済(平成27年度)。令和8年度以降に大規模改修予定

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <p>地域における人権啓発、住民交流、福祉の向上の拠点として、講座やイベントの開催、各種相談の受付、会議室等の貸出などの事業を実施し、地域住民を中心に広く市民に利用されているため、引き続き上記事業を実施する必要がある。</p>
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>直営</p> <p>福祉交流プラザは隣保館として厚生労働省事務次官通知「隣保館運営要綱」に沿った運営をすることで国庫補助を受けられるが、指定管理者制度を導入した場合は、大半の事業が補助対象外となるため、直営により管理を行う。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和6年4月1日～令和11年3月31日 (指定管理期間： 年)</p>

公の施設の点検結果

点検実施 令和4年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市福祉交流プラザ雄神		
② 施設種別	社会福祉施設 【小分類】 その他（ 隣保館 ）		
③ 担当課名	人権推進課		
④ 開設年月日	昭和52年12月17日		
⑤ 所在地	岡山市東区富崎728-1		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	1,162.16m ²	
	構造/延床面積(m ²)	鉄筋コンクリート造平屋建/200.86m ²	
	建設費(単位:千円)	21,678	
	施設内容	【建物内概要】 相談室兼図書室、会議室、調理室、和室、事務室 【主な業務】 無料法律相談、講演会、人権啓発映画会、施設だより発行、主催講座の開設、文化祭や展示会等のイベントの開催、自主講座や各種会議への会議室等の貸出	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり 【法令名】 社会福祉法 第2条第3項第11号
② 設置条例	【条例名】 岡山市福祉交流プラザ条例
③ 条例に規定された設置目的	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第11号に規定する隣保事業を実施し、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	地域における人権啓発活動の実施だけでなく、高齢者社会等に対応できるよう、利用者ニーズと利用実態に合わせて、市民誰もが気軽に参加できる住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、住民参画型の運営によって交流促進を深めるとともに、生涯学習的機能も併せ持つ施設となるよう運営する。
⑤ 設置目的の達成状況	各種主催講座、展示会や文化祭、お祭り、映画会などのイベント、人権や福祉などに関する講演会の実施、また各種相談の受付や貸し館による会議・会合、自主的なクラブ・サークル活動などの支援を行い、地域住民を中心に広く市民に利用されている。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	直営			
② 開館日	火曜日と年末年始を除く日			
③ 開館時間	9:30～21:00（日曜日は17:00まで）			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和元年度	5,952人		
	令和2年度	3,728人		
	令和3年度	3,902人		
⑤ 主な利用者	地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	個別施設計画に基づき、令和6年度に大規模改修予定			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	隣保館運営費補助金	5,284	5,284	5,281	5,283	
	社会福祉施設等施設整備費補助金	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	太陽光・私用電話料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	174	122	123	140	
収入合計		5,458	5,406	5,404	5,423	
支出	委託経費	運営委託料	711	731	728	723
		指定管理料	0	0	0	0
		補助金等	0	0	0	0
	小計		711	731	728	723
	直接経費	事業運営費	10,966	10,594	10,226	10,595
		光熱水費	920	340	319	526
小計		11,886	10,934	10,545	11,122	
支出合計		12,597	11,665	11,273	11,845	
収支差額		-7,139	-6,259	-5,869	-6,422	

※収入・令和4年度支出については一部按分

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金					
	指定管理料					
	補助金等					
	自主事業収入					
	その他(雑入等)					
収入合計		0	0	0	0	
支出	管理運営費	人件費				
		施設維持管理経費				
		事務費等				
	小計		0	0	0	0
	事業費					
その他						
支出合計		0	0	0	0	
収支差額		0	0	0	0	

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	済み(新耐震基準をクリアしている)
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	屋上防水シート修繕等 ※令和6年度に大規模改修予定

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <p>地域における人権啓発、住民交流、福祉の向上の拠点として、講座やイベントの開催、各種相談の受付、会議室等の貸出などの事業を実施し、地域住民を中心に広く市民に利用されているため、引き続き上記事業を実施する必要がある。</p>
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>直営</p> <p>福祉交流プラザは隣保館として厚生労働省事務次官通知「隣保館運営要綱」に沿った運営をすることで国庫補助を受けられるが、指定管理者制度を導入した場合は、大半の事業が補助対象外となるため、直営により管理を行う。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和6年4月1日～令和11年3月31日 (指定管理期間： 年)</p>

公の施設の点検結果

点検実施 令和4年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市福祉交流プラザ山南		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] その他 (隣保館)		
③ 担当課名	人権推進課		
④ 開設年月日	昭和55年6月2日		
⑤ 所在地	岡山市東区宿毛628		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	1,396.97m ²	
	構造/延床面積(m ²)	鉄筋コンクリート造平屋建(地下1階) / 279.13m ²	
	建設費(単位:千円)	41,400	
	施設内容	【建物内概要】 相談室、会議室、図書室、調理室、和室、事務室 【主な業務】 無料法律相談、講演会、人権啓発映画会、施設だより発行、主催講座の開設、文化祭や展示会等のイベントの開催、自主講座や各種会議への会議室等の貸出	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 社会福祉法 第2条第3項第11号
② 設置条例	[条例名] 岡山市福祉交流プラザ条例
③ 条例に規定された設置目的	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号に規定する隣保事業を実施し、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	地域における人権啓発活動の実施だけでなく、高齢者社会等に対応できるよう、利用者ニーズと利用実態に合わせて、市民誰もが気軽に参加できる住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、住民参画型の運営によって交流促進を深めるとともに、生涯学習的機能も併せ持つ施設となるよう運営する。
⑤ 設置目的の達成状況	各種主催講座、展示会や文化祭、お祭り、映画会などのイベント、人権や福祉などに関する講演会の実施、また各種相談の受付や貸し館による会議・会合、自主的なクラブ・サークル活動などの支援を行い、地域住民を中心に広く市民に利用されている。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	直営			
② 開館日	火曜日と年末年始を除く日			
③ 開館時間	9:30～21:00（日曜日は17:00まで）			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和元年度	7,254人		
	令和2年度	4,010人		
	令和3年度	3,968人		
⑤ 主な利用者	地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	個別施設計画に基づき、令和6年度にエレベーター設置工事予定。また、令和8年度以降に大規模改修を実施していく。			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	隣保館運営費補助金	5,284	5,284	5,281	5,283	
	社会福祉施設等施設整備費補助金	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	太陽光・私用電話料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	174	122	123	140	
収入合計		5,458	5,406	5,404	5,423	
支出	委託経費	運営委託料	711	666	680	686
		指定管理料	0	0	0	0
		補助金等	0	0	0	0
	小計		711	666	680	686
	直接経費	事業運営費	10,966	11,953	12,926	11,948
		光熱水費	920	749	682	784
小計		11,886	12,702	13,608	12,732	
支出合計		12,597	13,368	14,288	13,418	
収支差額		-7,139	-7,962	-8,884	-7,995	

※収入・令和4年度支出については一部按分

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金					
	指定管理料					
	補助金等					
	自主事業収入					
	その他(雑入等)					
収入合計		0	0	0	0	
支出	管理運営費	人件費				
		施設維持管理経費				
		事務費等				
	小計		0	0	0	0
	事業費					
その他						
支出合計		0	0	0	0	
収支差額		0	0	0	0	

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	済み(新耐震基準をクリアしている)
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	屋上防水シート、外壁修繕等 ※令和8年度以降に大規模改修予定

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <p>地域における人権啓発、住民交流、福祉の向上の拠点として、講座やイベントの開催、各種相談の受付、会議室等の貸出などの事業を実施し、地域住民を中心に広く市民に利用されているため、引き続き上記事業を実施する必要がある。</p>
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>直営</p> <p>福祉交流プラザは隣保館として厚生労働省事務次官通知「隣保館運営要綱」に沿った運営をすることで国庫補助を受けられるが、指定管理者制度を導入した場合は、大半の事業が補助対象外となるため、直営により管理を行う。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和6年4月1日～令和11年3月31日 (指定管理期間： 年)</p>

公の施設の点検結果

点検実施 令和4年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市福祉交流プラザ建部		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] その他 (隣保館)		
③ 担当課名	人権推進課		
④ 開設年月日	平成14年2月22日		
⑤ 所在地	岡山市北区建部町中田 5 7 0		
⑥ 施設規模	敷地面積(㎡)	866.40㎡	
	構造/延床面積(㎡)	木造平屋建/234.10㎡	
	建設費(単位:千円)	69,960	
	施設内容	【建物内概要】 相談室、会議室、教育娯楽室、調理室、和室、図書室、ふれあいホール、事務室 【主な業務】 無料法律相談、講演会、人権啓発映画会、施設だより発行、主催講座の開設、文化祭や展示会等のイベントの開催、自主講座や各種会議への会議室等の貸出	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 社会福祉法 第2条第3項第11号
② 設置条例	[条例名] 岡山市福祉交流プラザ条例
③ 条例に規定された設置目的	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号に規定する隣保事業を実施し、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	地域における人権啓発活動の実施だけでなく、高齢者社会等に対応できるよう、利用者ニーズと利用実態に合わせて、市民誰もが気軽に参加できる住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、住民参画型の運営によって交流促進を深めるとともに、生涯学習的機能も併せ持つ施設となるよう運営する。
⑤ 設置目的の達成状況	各種主催講座、展示会や文化祭、お祭り、映画会などのイベント、人権や福祉などに関する講演会の実施、また各種相談の受付や貸し館による会議・会合、自主的なクラブ・サークル活動などの支援を行い、地域住民を中心に広く市民に利用されている。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態		直営			
② 開館日		火曜日と年末年始を除く日			
③ 開館時間		8:30～17:00			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数			
	令和元年度	4,071人			
	令和2年度	3,078人			
	令和3年度	2,833人			
⑤ 主な利用者		地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)		個別施設計画に基づき、令和8年度以降に大規模改修を実施していく。			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	隣保館運営費補助金	5,285	5,285	5,282	5,284	
	社会福祉施設等施設整備費補助金	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	2	2	2	2	
	太陽光・私用電話料	1	1	1	1	
	その他(雑入等)	174	122	123	140	
	収入合計		5,462	5,410	5,408	5,427
支出	委託経費	運営委託料	712	461	459	544
		指定管理料	0	0	0	0
		補助金等	0	0	0	0
		小計	712	461	459	544
	直接経費	事業運営費	10,966	5,305	4,292	6,854
		光熱水費	920	589	548	686
		小計	11,886	5,894	4,840	7,540
支出合計		12,598	6,355	5,299	8,084	
収支差額		-7,136	-945	109	-2,657	

※収入・令和4年度支出については一部按分

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金					
	指定管理料					
	補助金等					
	自主事業収入					
	その他(雑入等)					
収入合計		0	0	0	0	
支出	管理運営費	人件費				
		施設維持管理経費				
		事務費等				
	小計		0	0	0	0
	事業費					
その他						
支出合計		0	0	0	0	
収支差額		0	0	0	0	

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし(新耐震基準に基づき建設)
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	外壁修繕等 ※令和8年度以降に大規模改修予定

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <p>地域における人権啓発、住民交流、福祉の向上の拠点として、講座やイベントの開催、各種相談の受付、会議室等の貸出などの事業を実施し、地域住民を中心に広く市民に利用されているため、引き続き上記事業を実施する必要がある。</p>
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>直営</p> <p>福祉交流プラザは隣保館として厚生労働省事務次官通知「隣保館運営要綱」に沿った運営をすることで国庫補助を受けられるが、指定管理者制度を導入した場合は、大半の事業が補助対象外となるため、直営により管理を行う。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和6年4月1日～令和11年3月31日 (指定管理期間： 年)</p>